

岩手県告示第473号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、第一種住居地域内における学校給食センターの建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成22年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 下閉伊郡山田町八幡町3番20号山田町が下閉伊郡山田町の第一種住居地域である下閉伊郡山田町織笠14地割32番地に学校給食センター（1,290.04平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
 - （1） 期日 平成22年5月20日（木）午後7時から
 - （2） 場所 下閉伊郡山田町織笠14地割32番地1 山田町立山田中学校（1階特別活動室）